年末の交通事故防止運動

12/11(金)~20(日)

交通事故から
子どもを守りましょう



交通安全

交通事故ゼロの神奈川

神奈川県交通安全対策協議会　神奈川県・市町村・神奈川県警察

道路交通法の改正により、令和8年7月21日から「酒酔い運転」の要件に「数値基準」が新設!!



飲酒運転には「酒酔い運転」「酒気帯び運転」の2つの罰則

「酒酔い運転」の要件

【改正前】

●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態
（数値基準なし）

「数値基準」を設けて明確化

【改正後】

●呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上

または

●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※「0.5mg/ℓ」未満でも、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

「酒気帯び運転」の要件 ※変更なし

●呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上

どれくらい飲んだら「酒酔い運転」の要件の数値基準（呼気中アルコール濃度0.5mg/ℓ以上）に達する？



アルコールの分解能力には個人差があるため、あくまでも目安となりますが、体重60kgの方が

ビールだと・・・大瓶2本程度

日本酒だと・・・2合（アルコール濃度15%、360mℓ）程度

を飲酒し、30分経過した場合、数値基準に達する可能性があります。



飲酒運転は悪質・危険な犯罪行為です！

神奈川県交通安全対策協議会